
ISSB基準： より良い意思決定のための、 より良い情報

2025年7月
国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)
小森 博司



ISSB基準は、投資家と企業の対話を促進する



意思決定に資する

投資家の情報ニーズを満たすために、保証可能であり、グローバルに比較可能なサステナビリティ関連の開示を開発する



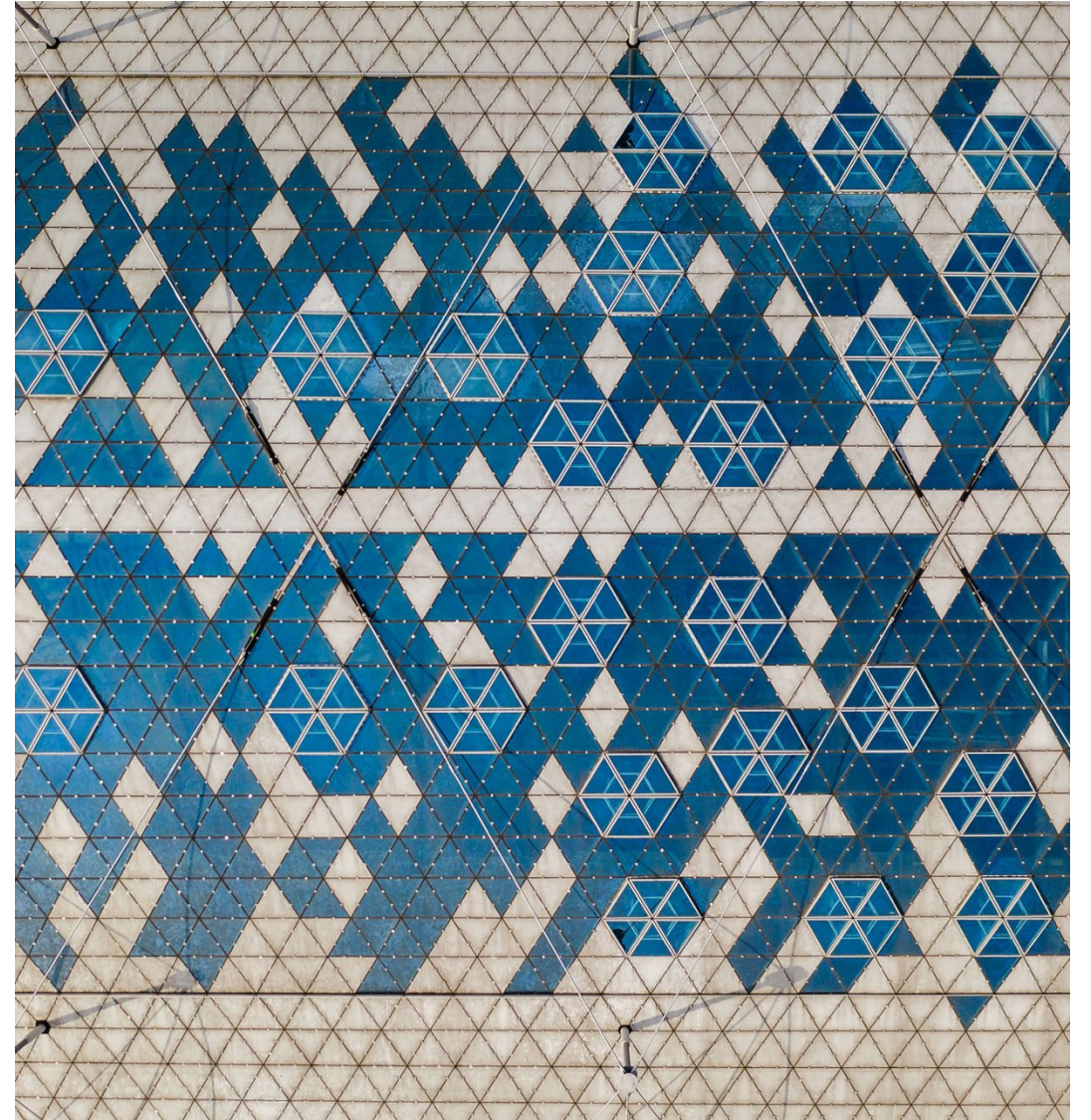
高い費用対効果

企業がサステナビリティ関連のリスクと機会について、グローバルに比較可能な包括的な情報を投資家に伝えることを可能にする

重要性のあるサステナビリティ情報を企業はどのように特定するか

情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、**投資家の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。**

IFRS会計基準の「重要性がある」の定義に基づく



サステナビリティ開示を発展させるためのガイダンス



どのようなリスク及び機会か？

関連する**リスク及び機会**を特定するために、企業はISSB基準を利用し、以下を**考慮しなければならない (shall consider)**

- **SASBスタンダード**

企業は以下を**考慮することもできる (may consider)**:

- CDSBフレームワーク適用ガイダンス
- 業界慣行
- 投資家に焦点をあてた基準設定団体による資料



どの情報か？

開示すべき情報を特定するために、企業はISSB基準を利用し、気候以外については、以下を**考慮しなければならない (shall consider)**:

- **SASBスタンダード**

投資家の情報ニーズを満たす範囲で**企業は以下を考慮することもできる (may consider)**

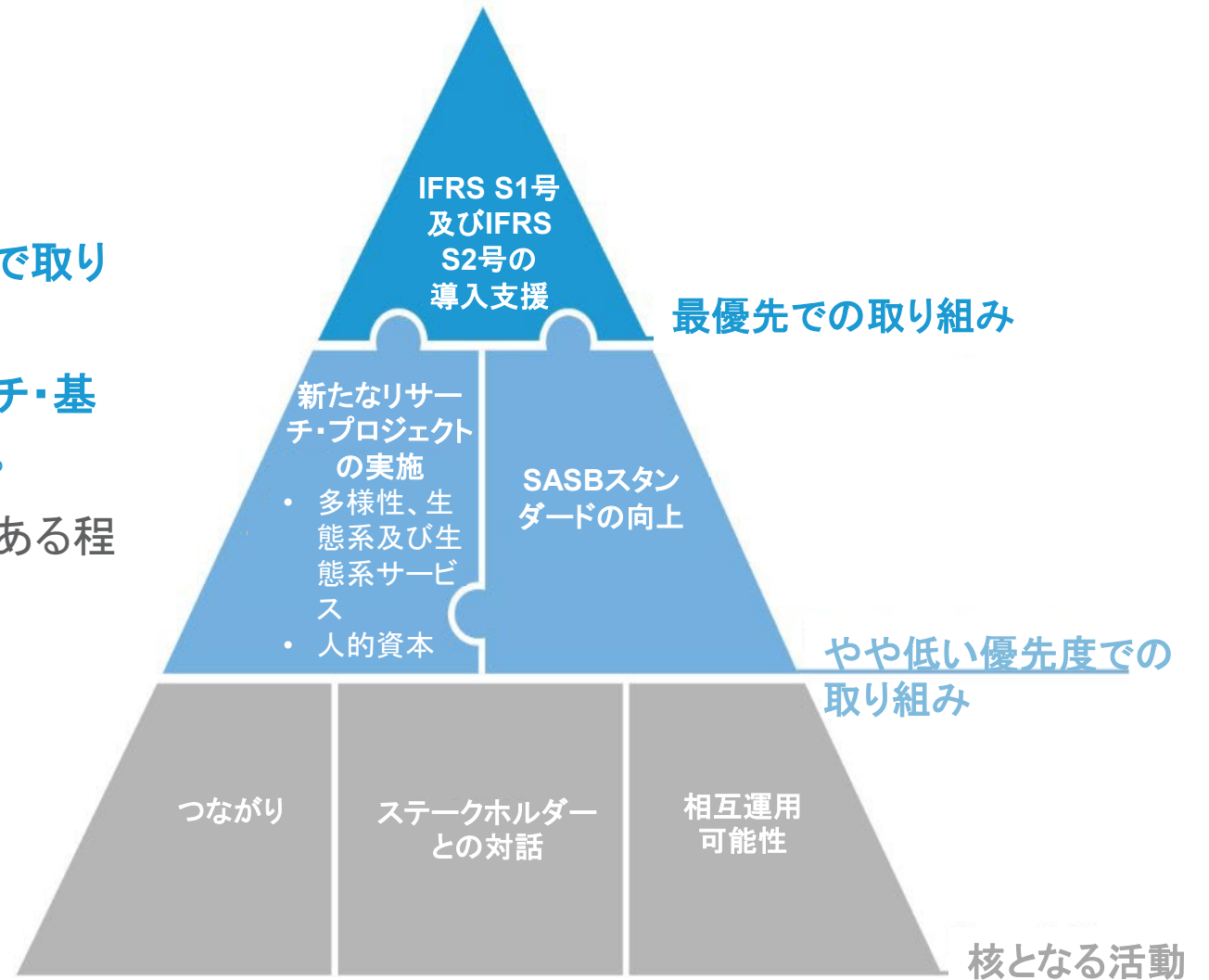
- CDSBフレームワーク適用ガイダンス
- 業界慣行
- 投資家に焦点をあてた基準設定団体による資料
- GRIスタンダード
- ESRS

作業計画



2026年までの作業計画

- IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援に最優先で取り組む。
- 次に、SASBスタンダードの向上と、新たなリサーチ・基準設定プロジェクトの開始に同様の焦点を当てる。
- 新たな問題に対処できる柔軟性を確保するため、ある程度のキャパシティを確保する。
- さらに、全ての作業には以下の3点が不可欠：
 1. 他の基準設定主体との相互運用可能性
 2. IASBとのConnectivity
 3. ステークホルダーとのエンゲージメント



リサーチ・プロジェクト



リサーチ・プロジェクト

ISSBは、以下のようなリスク及び機会に関する情報開示のリサーチを行っている：



生物多様性、生態系及び 生態系サービス

水管理、土地利用管理、汚染（大気、水、土壌への排出など）、資源枯渇、生物多様性リスク管理（再生・復元など）に関する事項が含まれる可能性がある。



人的資本

企業の直接的な事業又はバリュー・チェーンにおける労働者に関するもので、労働者に関連する人権を含む。バリュー・チェーンにおける労働者の福利、給与及び福利厚生、多様性と包摂、労働条件などの事項が含まれる可能性がある。

リサーチ・プロジェクトデザインとアプローチ

現在の段階: 基礎の構築

(情報を集める)

2024年第3四半期～2025年第2四半期



初期段階のリサーチ分野

投資家の関心の根拠

企業の見通しに
及ぼす影響の根拠

その他の基準と
枠組み

情報開示の現状

つながり | 相互運用可能性 | ステークホルダーとの対話

これまでのリサーチ結果

BEES: 重要なポイント

- BEES関連情報に対する投資家の関心と利用はまだ始まったばかりだが、急速に発展している
- 気候よりも複雑で、自然についてはGHG排出のような普遍的な指標はない
- 規制と政策は投資家の関心を高める主要な要因である
- セクター／産業間でかなりのばらつきがあり、活動内容、インパクト、依存関係が異なるため、リスク／リターンのプロファイルも異なる
- 自然関連のリスクは局地的
- 他の基準やフレームワーク(例えば、EFRAG、GRI、TNFD)はIFRS S1号やSASBスタンダードと類似しているが、戦略や指標／目標の領域に差異が集中している
- 企業はすでにBEES関連情報を開示しているが、一貫性や比較可能性は低い

人的資本: 重要なポイント

- 一部の情報についてはすべての投資家が高い関心を持っているが、その他のトピックについてはセクターや法域によって異なる
- 投資家の関心は、主にリスク管理及び／又はリターン向上の願望によって強まる
- 労働条件、非自発的労働、健康、安全、福利、多様性と包摂、給与及び福利厚生、採用と定着、労働力構成など、関心のあるテーマは多岐にわたり、複雑であることが多い
- 投資家の関心と企業の報告慣行は、企業自身の労働力とバリューチェーンの労働者との間で大きく異なる
- 企業はすでに、一般目的財務報告書を含め人的資本関連情報を開示しているが、一貫性や比較可能性は低い

次のステップ

- 段階的アプローチにより、リサーチが実施される:
 - まず知識と理解の基礎を築く
 - その後、リサーチ結果を統合し、潜在的な基準設定の**必要性**と**実現可能性**への影響を分析する
- 今後数ヶ月のうちに、スタッフは初期段階の残りの領域に関する調査結果を発表する予定である
- ISSBからのフィードバックに基づき、スタッフは2025年上半期中に次のリサーチ段階への移行を目指す
- ISSBは、将来リサーチ段階を終了させるためのさまざまな選択肢を持っている

考えられる今後の道筋

- IFRS S1号、IFRS S2号、SASBスタンダードにおける既存の要求事項のうち、BEES又は人的資本関連の開示に関連するものを説明する**教育的資料**
- BEES及び人的資本関連の開示に関する具体的な文脈を盛り込んだ新しい**適用ガイダンス**
- ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の1つ以上を扱う**テーマ別の基準設定**
- **産業別の基準設定**
- 上記の組み合わせ

SASBスタンダードの向上



SASBスタンダードの維持・向上

最近の更新

- 2023年にSASBスタンダードの**国際的適用可能性**を向上
 - SASBスタンダードは、約150通のコメントレターを通じた協議の結果に基づいて**更新された**
 - 産業、トピック、指標を大幅に変更することなく、法域固有の参照や定義を削除し、置き換えるために更新された
- **SASBスタンダード・タクソノミは**、SASBスタンダードの最近の修正から生じる開示要件を反映するために**更新された**

今後に向けて

- 段階的アプローチによるSASBスタンダードの**さらなる向上**
- **他のISSB作業計画プロジェクト**と深く関連する向上作業
- 第1段階では、9～12のSASBスタンダードに焦点を当てた
- 産業横断的な共通トピックの**一貫した測定を維持**するため、他のSASBスタンダードへの的を絞った修正を検討中
- 2025年7月3日に修正案の**公開草案**を公表(期限:11月30日)
- 持続可能な産業分類システム(SICS)の向上に関する提言を含め、第2段階の優先事項を理解するための**リサーチを継続中**

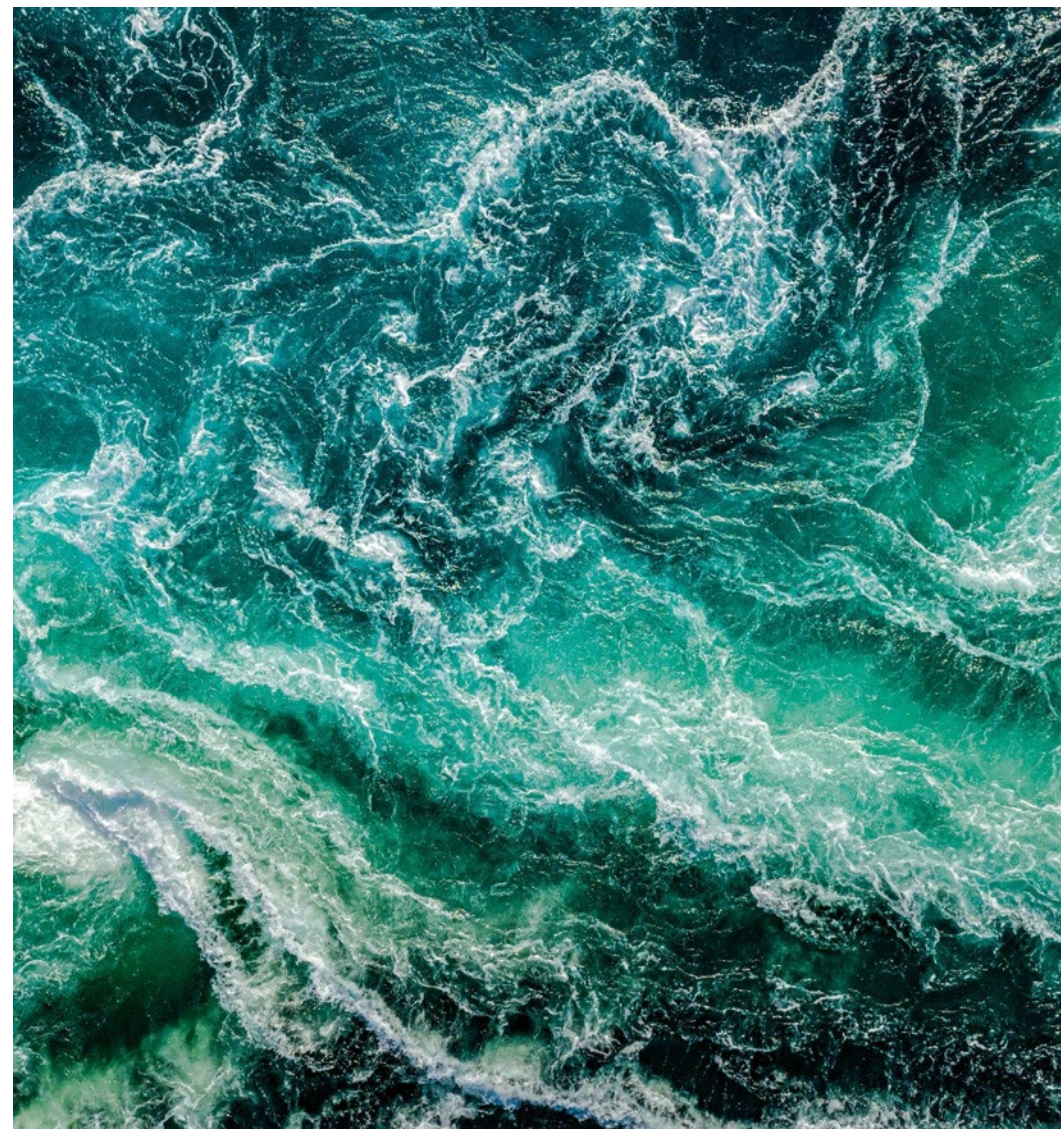
ISSBはSASBスタンダードに対して責任を負う。
SASBスタンダードの更新案は、IFRS財団のデュー・プロセスに従い、協議の対象となる。

2024年に発行された 教育的資料

- 「GRIスタンダード」及びISSB基準を適用するにあたってのGHG排出に関する相互運用可能性の考慮事項
- IFRS S1号における要求事項を満たすための「SASBスタンダード」の使用
- 統合報告フレームワークのIFRS S1号及びIFRS S2号への適用方法
- 現在の及び予想される財務的影響
- 相互運用可能性ガイダンス: ISSB基準及びESRS
- サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに重要性のある情報の開示

こちらで入手可能：

<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/>



戦略的關係

- **CDP** – ISSBの気候基準は、CDPの気候情報開示の基礎となる基準である。
- **GHGプロトコル** – ISSBがGHGプロトコル・コーポレート・スタンダードの更新に積極的に関与するためのガバナンスの取り決め。
- **GRI** – シームレスなサステナビリティ報告システムを提供するため、共通の開示を共同で特定し、整合させることにより、完全な相互運用性を実現することを目指す。
- **英国移行計画タスクフォース(TPT)** – IFRS財団がTPTの開示に特化した資料の責任を負う。
- **自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)** – ISSBは、投資家の情報ニーズを満たすために、TNFDの提言をどのように構築するかを検討する。

法域の進捗状況

米州	ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コスタリカ、エルサルバドル、メキシコ、パナマ
アジア・オセアニア	オーストラリア、バングラデシュ、中国、香港特別行政区、日本、韓国、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ
欧州・中東・アフリカ	EU、ガーナ、ヨルダン、ケニア、ナイジェリア、カタール、ルワンダ、スイス、タンザニア、トルコ、ウガンダ、英国、ザンビア、ジンバブエ

このリストは、2025年4月30日時点でIFRS財団が入手可能な情報に基づいている。このスライドに記載されている法域は、ISSB基準を採用又はその他の方法で使用していることを公表している法域、又は今後採用することを公表している法域である。IFRS財団は、今後数ヶ月の間に、法域のポジションに関する詳細な情報を含む法域のプロフィールを作成し、公表する予定である。

ISSB基準に向けて動き出している法域

36の法域が、法律や規制の枠組みにISSB基準を導入することを決定しているか、導入のための措置を講じている。

これらの法域を合わせると：

~60%

世界の**国内総
生産**(GDP)の
うち

40%+

世界**時価総額**の
うち

~60%

世界の**温室効果
ガス排出**のうち

詳細は "ifrs.org" にアクセス

- ISSB基準及びその補足資料の入手
- 月次のポッドキャストを聴く
- 市中協議への対応
- ニュースアラートへの登録
- 利用者をサポートするサービスの探求
- ISSB会議の視聴
- 積極的な参加